

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

狭山市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から

平成三十四年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第四百一十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号、平成二十五年埼玉県告示第四百十三号及び平成二十七年埼玉県告示第三百十六号の事業地に狭山市大字加佐志字吉原、柏原字上双木及び字下双木、大字下広瀬字上久保を加え、大字青柳字旭台、字新屋敷、字苗間、字三ヶ窪及び字西丸山、入間川字沢久保、字下向沢及び字ニ、入間川二丁目、大字加佐志字天沼、字稻荷山及び字西裏、柏原字字尻、字上の原、字上宿、字御所ノ内、字西宿田、字小山上、字笹久保、字鳥之上、字丸山、字中本宿、字英、字半貫、字宮林及び字宮原、大字上奥富字新田

及び字潤畑、大字上広瀬字西久保、字東久保、字上ノ原、字霞ヶ丘、字西  
中原及び字西原、大字北入曾字入間野、字上之原、字下原及び字南入間野、  
大字笹井字八木、笹井一丁目、狭山、大字下奥富字芝、字亀井、字久保田、  
字清水、字西方、字吹上及び字三島木、大字下広瀬字拓富及び字西原、大  
字堀兼字月見台、大字根岸字大道東、広瀬台三丁目、大字水野字月見野及  
び字本堀、大字南入曾字出口、字西ノ前原及び字屋敷裏において事業地を  
変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし